

介護保険制度下における居宅サービス等の類型及び医療費控除の取扱い

介護保険制度下における類型		対象者	居宅サービス等に要する費用の額 (医療費控除の対象となる自己負担額)				分類	
			医療系サービスと併せて 利用するとき		単独で利用するとき又は 医療系サービスと併せて 利用しないとき			
			介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価	介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価以外	介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価	介護福祉士等による 喀痰吸引等の対価以外		
居宅サービス	訪問看護	要介護者	対象				医療系サービス	
	訪問リハビリテーション							
	居宅療養管理指導		対象					
	通所リハビリテーション							
	短期入所療養介護		対象					
	訪問介護（生活援助中心型を除く）							
	訪問入浴介護		対象 (自己負担額の10%)	対象 (自己負担額の10%)	対象外			
	通所介護							
	短期入所生活介護		対象 (自己負担額の10%)	対象外	対象外			
	訪問介護（生活援助中心型）							
	特定施設入居者生活介護							
	福祉用具貸与							
特定福祉用具販売								
介護予防サービス	介護予防訪問看護	要支援者	対象				医療系サービス	
	介護予防訪問リハビリテーション							
	介護予防居宅療養管理指導		対象					
	介護予防通所リハビリテーション							
	介護予防短期入所療養介護		対象					
	介護予防訪問介護							
	介護予防訪問入浴介護		対象 (自己負担額の10%)	対象 (自己負担額の10%)	対象外			
	介護予防通所介護							
	介護予防短期入所生活介護		対象 (自己負担額の10%)	対象外	対象外			
	介護予防特定施設入居者生活介護							
	介護予防福祉用具貸与							
	特定介護予防福祉用具販売							
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用する場合)	要介護者	対象				医療系サービス	
	複合型サービス(医療系サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))							
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所の場合)		対象					
	夜間対応型訪問介護							
	認知症対応型通所介護		対象					
	小規模多機能型居宅介護							
	複合型サービス(医療系サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))		対象 (自己負担額の10%)	対象 (自己負担額の10%)	対象外			
	複合型サービス(生活援助中心型の訪問介護の部分)							
	認知症対応型共同生活介護		対象 (自己負担額の10%)	対象外	対象外			
	地域密着型特定施設入居者生活介護							
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型介護老人福祉施設)		対象(自己負担額の2分の1)					施設サービス
	地域密着型介護予防サービス		介護予防認知症対応型通所介護	要支援者	対象			対象 (自己負担額の10%)
介護予防小規模多機能型居宅介護								
介護予防認知症対応型共同生活介護		対象(自己負担額の10%)	対象外					
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護者	対象(自己負担額の2分の1)				施設サービス	
	介護老人保健施設		対象					
	介護療養型医療施設							